

第429回（臨時）福崎町議会会議録

平成22年5月27日（木）  
午前9時30分開 会

1. 平成22年5月27日、第429回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸報告  
第 4 議案の上程・議案説明  
第 5 質疑  
第 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 議案の上程・議案説明  
日程第 5 質疑

## 日程第 6 討論・採決

### 1. 議案件名

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 28 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

### 1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 429 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
- 木々の緑もようやく深まり、初夏の風もさわやかな季節となりました。
- 議員各位におかれましては、本日は早朝よりご健勝にてご参集を賜り、まことにありがとうございます。
- さて、本臨時会に付議されます案件は、議案 3 件であります。
- 何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。
- ただいまの出席議員数は 16 名でございます。
- 定足数に達しております。
- よって、第 429 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。
- これから本日の会議を開きます。
- なお、日程に入る前に、4 月 1 日付で職員の異動があり、その内容につきましてはご承知のことと思いますが、このたび新しく技監になられました中島技監からごあいさつを受けたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。
- 技 監 おはようございます。
- 本年 4 月から技監兼福崎駅周辺整備推進室長として着任いたしました中島でございます。私は、産業課とまちづくり課、下水道課の 3 課及び福崎駅周辺整備推進室を所管しております。
- 着任以来 2 カ月弱が経過しましたが、福崎町におかれましては、よりよいまちづくりに向け、議会と行政がお互いに緊張を保った上で連携をもって取り組まれている姿が非常に印象的であります。定例及び臨時議会、また、各種の委員会において非常に活発な活動がなされ、また、日常の町役場の業務においても町議会に対する説明報告等を意識しながら業務が行われており、これが行政の業務に緊張感を与えることに加え、推進力になっていると感じています。
- 私も福崎町のよりよいまちづくりに向け、少しでもお手伝いできますよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により議長が指名をいたします。
- 2 番、牛尾雅一議員

9番、吉識定和議員  
以上の両君にお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。  
会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りをいたします。先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、本日1日間という結論を得ております。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

#### 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。  
第428回定例会閉会后、本日までの主要事項については、別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 日程第4 議案の上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。  
これから報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、議案第28号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

これから町長提案の議案に対する上程理由の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。  
第429回福崎町議会臨時会を招集いたしましたところ、全員そろってご参加をいただきまして、ありがとうございます。

23日から24日かけて、大変大きな雨が降りました。床下浸水を初めとする被害が発生をいたしました。議員の皆様方にも大変ご苦労をおかけしたのと思っております。

さて、今議会に提案いたします案件は3件であります。専決処分の承認を求める報告案件2件、議案といたしましては、第28号議案として福崎町国民健康保険税条例の一部改正するものであります。

詳しい内容につきましては担当課長がいたしますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いをいたします。

議 長 ただいま町長から上程議案の大要の説明が終わりましたので、これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。

それでは、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼いたします。

報告第2号についてご説明申し上げます。

本件報告に係る専決処分は、2枚目に添付しております専決処分書のとおり平成21年度一般会計補正予算第5号です。補正内容につきましては、3月議会の補正予算第4号に計上いたしました地域活性化きめ細かな臨時交付金に係る事業費を追加するとともに、その全額を繰越明許費としたものです。

地域活性化きめ細かな臨時交付金につきましては、企画財政課資料をお開き願います。

3月議会での補正予算第4号を編成した段階では、第1次交付限度額5,174万3,000円の内示があり、第2次交付限度額を見込んだ上で資料の下から3行目、合計の財源内訳欄、きめ細かな臨時交付金にあります5,610万余を計上いたしました。最終的な交付総額は、3月12日に5,775万4,000円と決定しまして、165万4,000円予算額を上回りました。

また、この地域活性化きめ細かな臨時交付金事業は全額繰越するため、予算不足額を新たに予算に計上する必要が生じました。

交付決定日は議会開会中でしたが、事業内容の調整や議案調整をしないとまがなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日に専決をさせていただいたものでございます。

それでは、報告の3枚目以降、補正予算第5号についてご説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万4,000円を追加して、総額を73億6,015万4,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げますので、事項別明細書1ページ、2ページをお開きください。

(以下、事項別明細書朗読説明により省略)

企画財政課長 以上が報告第2号の説明でございます。専決処分に至りました経緯をご理解いただきますとともに、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 次に、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、議案第28号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

税務課長 それでは、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されました。これに伴い、福崎町町税条例の一部を改正する条例を平成22年3月31日に専決処分し、4月1日から施行するものでございます。税務課資料4ページ、5ページに条例の一部改正資料をお示ししております。

改正点の内容につきましてご説明いたします。税務課資料1ページをお開きください。

上段左側になりますけれども、個人住民税の扶養控除等の全体像の図をお示ししております。地方税法等の改正によりまして、子ども手当の導入による扶養控除の見直しが行われました。

一番左の破線部分でございます。一般扶養控除、子ども手当の対象となる16歳未満の部分が廃止になります。控除額といたしましては、住民税33万円、そ

の下に括弧でくくっております所得税38万円、この部分が廃止となります。その右は16歳以上19歳未満の高校無償化の対象部分、特定扶養控除ですが、上の破線部分の上乗せ分、住民税では12万円、所得税で25万円が廃止になります。一般扶養控除の額となります。その右の19歳以上から老人扶養控除分につきましては変更がございません。適用時期は、住民税は平成24年度課税分から、所得税は平成23年分からとなります。

資料1ページの右側下段ですけれども、条例第36条の3の2関係でございます。年少扶養控除廃止後における扶養情報の把握方法でございます。

現行の扶養情報の収集方法を記していますが、子ども手当の支給対象と重なる16歳未満の扶養控除、年少扶養控除といいますが、先ほど申し上げましたように廃止となります。これによりまして所得税においては年少扶養控除の情報収集は必要がなくなります。

しかしながら、個人住民税は非課税限度額の判定基準額の算定に年少扶養親族も含めた扶養親族の数が用いられるため、引き続き情報を把握する必要がございます。給与の支払いを受ける者は、16歳未満の扶養親族に関する情報を扶養親族申告書に記入し、給与支払者を経由して町長に申告を提出することになります。

なお、その右側に書いてございますとおり、自営業者等で所得税の確定申告を行う者は、住民税に関する付記事項として、16歳未満の扶養親族に関する情報を記入することになります。これらは平成24年度分の個人住民税の所得が発生する平成23年1月から適用となります。条例第36条の3の3関係の公的年金受給者も同様の考えとなります。

次、資料2ページの左側上段でございます。条例第44条関係でございます。

65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法を記しております。図の真ん中の平成21年度からの年金所得分のところですが、平成20年度の税制改正によりまして、65歳以上の公的年金受給者については、昨年10月から公的年金からの特別徴収となっております。普通徴収、いわゆる特別徴収の対象とならない65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者について納税の便宜等を図る観点から、公的年金所得の税額を給与所得の所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収の方法により徴収することができるようになります。平成20年度以前の方式に戻すものであります。これは平成22年度課税から適用になります。

次、条例第54条、この分についての資料はお示ししておりませんが、固定資産税の納税義務者等でございます。特別地方公共団体の地方開発事業団については、長期にわたって設立の事例がなく、存置する意義がないために廃止になっております。よって、条文から削除するものでございます。

次、資料2ページの下段をお願いいたします。条例第95条、たばこの税率でございます。

たばこ1箱当たりの税負担額を示しております。住民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるとされております。平成22年10月1日から国と地方合わせて1本当たり3.5円の税率引き上げとなります。町たばこ税としては1,000本当たり3,298円が4,618円となります。40%の引き上げとなります。1箱20本当たりになりますと、その下に書いておりますけれども、町たばこ税65.96円が92.36円となります。旧3級品製造たばこについては1,000本当たり1,564円が2,190円となります。

なお、旧3級品の製造たばこは、わかば、エコー、しんせい等6銘柄のこと

を指します。

資料3 ページの上段でございます。たばこ税の手持ち品課税についてであります。

平成22年10月1日現在において、たばこの小売販売業者が店舗などに合計2万本以上のたばこを販売のために所持している場合は、税率の引き上げ分に相当するたばこが手持ち品課税の対象となります。これは小売販売業者が旧税率で仕入れたたばこを税率引き上げ後に新税率を含めた価格で販売した場合には、新税率と旧税率の差に相当する税額を不当に利得することになることの理由により実施するものでございます。

町たばこ税の手持品の税率は1,000本当たり1,320円、旧3級品製造たばこについては1,000本当たり626円となります。申告期限は、ことしの11月1日、税額の納付期限は来年、平成23年3月31日までです。

資料3 ページ、下段でございます。附則第19条の3関係でございます。

非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税についてであります。

個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に合わせて、平成24年から26年までの間に金融商品取引業者の長を経由して税務署長に届け出た非課税口座内において管理されている上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に支払いを受けるべきものについては、住民税は非課税となります。これを踏まえ、平成25年度から非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算するなど所要の措置を講ずることになります。

他につきましては、条文の整備、削除等でございます。資料といたしまして、条例の新旧対照表をお示ししております。ご参照ください。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたのに伴い、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたことをご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第28号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

同じく上位法令の地方税法等の改正によりまして、今回、条例の改正を行うものでございます。主な改正点は、保険税の課税限度額の引き上げ、減額措置に係る基準の見直し、非自発的失業者に対する軽減措置の創設、保険税の減免特例でございます。

内容についてご説明いたします。税務課資料14ページ、15ページに一部改正資料をお示ししております。

1点目は、第2条関係、保険税の課税限度額の引き上げでございます。税務課資料13ページもあわせてご参照ください。

左側に課税限度額推移表をお示ししております。中低所得者への負担軽減のため医療分で現行47万円から50万円に、後期高齢者支援金分12万円から13万円に引き上げるものでございます。

なお、介護納付金10万円は据え置きでございます。限度額全体で4万円の引き上げとなり、合計で73万円となります。限度額引き上げにより医療分で80万円、支援金分で70万円、計150万円の増となります。健康福祉課資料6ページ、7ページにお示しをしております。ご参照ください。

2点目は、第23条関係、軽減措置に係る基準の見直しでございます。課税総

額が増加する中、標準割合を維持していくとなれば応益割の負担を増やさざるを得ず、低所得者への負担も増えることから応益割合が45%から55%にあつては7割、5割、2割の軽減措置が応益割合にかかわらず採用できることとなります。

次、3点目でございます。第23条の2、第24条の2関係でございます。非自発的失業者に対する保険税軽減措置でございます。税務課資料13ページの右側をご参照ください。

収入がなくなる失業者の負担を軽減する制度でございます。企業の倒産、リストラなど事業主の都合により職を失い社会保険から国民健康保険に加入した者が在職中の保険料負担と比較して過重とならないように前年の給与所得を100分の30とみなして保険税の所得割を算定いたします。対象者は雇用保険で特定受給資格者と特定理由離職者と認定されたもので、離職日時点で65歳未満の者が対象となります。

なお、特定受給資格者とは倒産、解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕がなく、離職を余儀なくされたものをいいます。

また、特定理由離職者とは特定受給者以外であつて、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより失業したものを指します。これらを証明する書類を町長に提出する必要があります。

軽減期間は離職日の翌日の属する月から翌年度末までとなり、離職日が平成21年3月31日以降が対象となります。4月末日で35名の申請を受けております。

4点目は、附則第15項関係、保険税の減免特例でございます。社会保険等の被保険者が75歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者であつた65歳以上74歳までの者が国民健康保険に加入した場合、新たに国保税を負担することから、緩和措置として2年間の軽減措置を当分の間に改めるものでございます。軽減内容は、所得割額、資産割額が免除、均等割額が5割減免、旧被扶養者のみで構成される世帯に限り平等割が5割減免となります。

以上、主な改正点の説明をいたしました。いずれも平成22年度から適用するものでございます。資料として条例の新旧対照表をお示ししております。ご参照ください。

なお、5月18日開催の国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、健康福祉課資料4ページのとおりご承認をいただいております。

本年度の保険税収納額について、当初予算時の積算と所得が確定した5月試算との差につきましては、健康福祉課資料8ページから10ページに予算関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

当初予算積算時と比較しますと、所得の減少により医療分で810万円の減、後期高齢者支援金分350万円の減、介護保険分で110万円の減、合計で1,270万円の不足が見込まれます。この不足分につきましては、平成22年度当初予算の剰余金を見込み、歳出に計上しております基金積立金1,200万円で補う予定でございます。本年度は税率の改正は行わず地方税法等の改正に伴います限度額の改正といたしております。

以上で報告第3号及び議案第28号の説明といたします。ご審議をいただきましてご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 以上で提案議案に対する説明が終わりました。

## 日程第5 質疑

- 議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。  
それでは、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、ご質疑がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次は、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、質疑がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次は、議案第28号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
以上で議案に対する質疑を終結いたします。

## 日程第6 討論・採決

- 議 長 次の日程は、討論・採決であります。  
議案番号順に1件ごとに進めてまいります。  
それでは、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、報告第2号については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。  
次は、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、報告第3号については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。  
次に、議案第28号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。



議案第28号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上をもちまして、第429回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて第429回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、第429回福崎町議会臨時会は、これにて閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、町長から提案のありました議案に対し慎重審議をしていただき、適正妥当なる結論づけをいただきまして、まことにありがとうございました。

また、議事の運営につきましても格別のご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

来月は定例会が招集されます。皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議員活動等町政発展のためにご精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

最後に、町長からごあいさつをいただきたいと思っております。

町 長 第429回福崎町臨時会を招集いたしましたところ、全員そろってご参加をいただきまして、ありがとうございました。

町当局から提案をいたしました3件の議案につきましては、すべてご賛同をいただきましたことを重ねてお礼を申し上げます。私たちは、その執行のために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

6月に入りますと定例会を迎えます。農繁期を迎えて大変お忙しいときではございますけれども、ご参加いただきますようお願いを申し上げます。本日は、ありがとうございました。

議 長 これにて閉会いたします。お疲れさんでした。

閉会 午前10時03分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成22年5月27日

福崎町議会議長 宇崎 壽 幸

福崎町議会議員 牛尾 雅 一

福崎町議会議員 吉 識 定 和